

目 次

規 則	ページ
13 新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則……………	1
訓 令	
2 新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程の一部改正……………	2
辞 令	
事務所長の任免について……………	2

規 則

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年 8 月 7 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職の設置）</p> <p>第10条 事務局及び事務所に、法令により置かれる職並びに次条から第16条までの規定により置く職制上の職のほか、次の職を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">職員をもって充てる職 主事 （係長）</p> <p>第13条 必要に応じ、課及び所に係長を置き、課及び所の事務を分掌させる。</p> <p>2 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（研修所に置く職制上の職）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 研修所に所長代理補佐を置くことができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 副所長、所長代理及び所長代理補佐は、所長を補佐して研修所の事務を処理する。</p> <p>5 所長、副所長、所長代理及び所長代理補佐は、事務局長、事務局長次長、人事会館課長及び人事会館課長補佐をもって充てる。ただ</p>	<p>（職の設置）</p> <p>第10条 事務局及び事務所に、法令により置かれる職並びに次条から第16条までの規定により置く職制上の職のほか、次の職を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">職員をもってあてる職 主事 （係長）</p> <p>第13条 必要に応じ、課に係長を置き、課の事務を分掌させる。</p> <p>2 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（研修所に置く職制上の職）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 副所長及び所長代理は、所長を補佐して研修所の事務を処理する。</p> <p>4 所長、副所長及び所長代理は、事務局長、事務局長次長及び人事会館課長をもって充てる。ただし、管理者は、特に必要がある場合</p>

し、管理者は、特に必要がある場合は、事務局長に代えて事務局次長に所長を兼任させることができる。

6 (略)

は、事務局長に代えて事務局次長に所長を兼任させることができる。

5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第2号

事務局

新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程（平成17年訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成30年8月7日から実施する。

平成30年8月7日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

改正後			改正前		
(代決) 第6条 決裁責任者が不在の場合の事務の代決は、次の表に定めるところによる。			(代決) 第6条 決裁責任者が不在の場合の事務の代決は、次の表に定めるところによる。		
決裁責任者	代決する者		決裁責任者	代決する者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
(略)			(略)		
所 長	副所長	所長代理	所 長	副所長	所長代理
副所長	所長代理	所長代理補佐			
所長代理	所長代理補佐	副参事又は係長			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成16年規則第2号）第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成30年8月7日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

平成30年7月5日付け 湯沢町事務所長を免ずる 田 村 正 幸

平成30年7月24日付け 津南町事務所長を命ずる 桑 原 悠